

第142回山形市都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 令和6年11月19日（火）午前10時30分～午前11時40分
- 2 会場 山形県 JA ビル 9階 大会議室 BC
- 3 出席者
 - (1) 委員12名
安久津委員、佐藤委員、高橋委員、渋江委員、三浦委員、高澤委員、宮舘委員、山口委員、斎藤委員、遠藤委員、板垣委員、鈴木委員
(欠席 姥浦委員、平吹委員、柿崎委員、峯田委員、森田委員、阿部委員)
 - (2) 幹事16名
まちづくり政策部長、まちづくり政策部都市政策調整監（兼）都市整備部都市政策調整監、企画調整部長、商工観光部長、農林部長、都市整備部長、上下水道部長、企画調整課長、公共交通課長、産業政策課長、農政課長、まちづくり政策課長、まちなみデザイン課長、建築指導課長、道路整備課長、河川整備課長
(欠席 ブランド戦略課長、公園緑地課長、道路維持課長、経営企画課長)
- 4 傍聴者
 - (1) 一般傍聴者 4名
 - (2) 報道機関 0名
- 5 意見聴取
山形広域都市計画道路の変更（山形県決定）に付する意見について
山形広域都市計画緑地の変更（山形市決定）
山形広域都市計画公園の変更（山形市決定）
- 6 資料の名称
 - (1) 第142回山形市都市計画審議会議案
 - (2) 第142回山形市都市計画審議会参考資料
 - (3) 議案に関する補足資料（スライド資料）
- 7 内容
 - (1) 開会（まちづくり政策課課長補佐）
 - (2) まちづくり政策部長挨拶
 - (3) 事務局から報告（まちづくり政策課課長補佐）
会長欠席のため副会長が職務代理することを報告
（山形市都市計画審議会条例第6条第3項）
開会要件を満たすことを報告（山形市都市計画審議会条例第7条第2項）
要件：委員の2分の1以上の出席
 - (4) 副会長挨拶
 - (5) 議事録署名委員の指名（副会長）
1号委員 高橋 昭弘 委員
2号委員 遠藤 紀江 委員

(6) 議事 (内容は以下の通り)

事務局 (議第1号、2号及び3号について一括で説明)

議長 ただいまの説明に対して、まず議第1号についてご意見、ご質問等あればお願いしたい。

委員 議案1号には「山形県決定」、議案2号及び3号には「山形市決定」と記載がある。議案の内容には賛成であるが、すでに決定された案件を本審議会で審議する必要はあるのか。

まちづくり政策課長 説明不足と誤解を招くような記載で申し訳ない。記載については次回から修正する。
補足であるが、審議事項には「決定」と記載されているが既に決定されているものではない。議第1号については、決定主体である山形県から山形市に意見を求められたため、山形市としての意見を当審議会にて検討してもらう流れとなっている。議第2号及び議第3号については、議第1号の変更によって生じる計画の変更で山形市が決定主体となっているものである。県決定である議第1号は、令和6年12月19日に山形県都市計画審議会、議第2号及び3号は本審議会の議を経て決定されるものである。

委員 嵩上げによる飯塚地区の分断を危惧する意見が出ていると聞いた。渋滞緩和を目的とした道路であるが、嵩上げ式とした場合、既存の車の流れが良くなるのか疑問である。
周辺市道とのスロープ接続等を検討するなど、行き来しやすいバイパスをイメージして整備していただきたい。

まちづくり政策課長 当該都市計画道路は、国道112号における市街地の発展や拡大に伴う交通混雑や混雑に起因する事故、救急搬送への支障などの道路交通を取り巻く地域課題を解決するために、
1. バイパス整備による交通容量の確保
2. 交通の転換による現道交通の円滑化
3. 通過交通と発着交通の分散による交通利用の分担
4. 円滑な救急搬送ルート、物流ルートの確保
の4つの視点を踏まえて整備されるものであると伺っている。
円滑な交通を確保するためには乗り入れが可能な交差点を限定する必要があり、地表式を採用した場合、農道や生活道が寸断され近隣の交差点までの迂回が必要になる。それを避けるため嵩上げ式を採用して横断ボックスによって東西の往来を確保しようとするものである。

委員 嵩上げ式と地表式で整備することの効果の違いについてももう少し具体的な説明があれば良い。あわせて横断ボックスについても具体的な整備イメージを明示することはできないのか。

まちづくり政策課長		嵩上げ式での整備について、盛り土なのか高架なのか、盛り土だとしたらどのくらいの高さになるのか現時点で具体的に示せるものはない。具体的な整備の詳細については事業実施段階の詳細設計において決定されると伺っている。横断ボックスの詳細についても同様である。
委	員	東山形長谷堂線と東原村木沢線との交差ではスロープ等での乗り入れとなるのか。
まちづくり政策課長		この度の決定については、本線部幅員のみでの決定となる。交差点は8箇所とされているが、交差点の形状等の詳細は事業採択後に決定されると伺っている。
委	員	計画道路が区画整理された優良農地の上を通過する。現在農業委員会で農地を新しい担い手に受け継ぐための目標地図と呼ばれるものを作成している。案の通りに道路ができた場合、農作業の効率が悪くなり担い手の確保が難しくなることが想定されるため、農業委員会と連携しながら同時並行で対策を進めてもらいたい。
まちづくり政策課長		農業関連部署と十分に連携しながら進めていきたい。
委	員	歩道の整備は行わないということであるが、自動車専用道路の指定や歩行者と自転車通行禁止の標識設置は行うのか。
まちづくり政策課長		自動車専用道路の指定は行わないと聞いている。歩行者等が通行できない訳ではないが、路肩が1.5メートルと狭いため、実質的には既存の道路や今後詳細に検討されていく側道の利用をお願いすることになると思われる。
委	員	国道13号の場合、歩行者等はすぐ近くに整備されている側道が利用できる。しかし案の道路で嵩上げ式を用いれば、既存の道路が少ないため途中から道路を降りて遠回りする必要が出てくる。学生などは通行可能な道路であれば気にせず通ってしまうことも想定されるが、現在想定されている側道は道路のすぐ近くに整備されるのか。
まちづくり政策課長		側道については、事業が採択されてから具体的に検討されると伺っている。山形県及び山形市においては自転車ネットワーク活用計画を策定しているため、自転車道ネットワークが寸断されない整備となるよう国に働きかけていく。
委	員	通行可能な道路であれば危険が伴っても通行してしまう通行者がいると思われる。南道路に歩行者や自転車の乗り入れがあると自動車のスピードにも影響を及ぼすことになることから、側道についてはしっかり協議のうえ整備をお願いしたい。 なお、バイパスの区間に歩道等を設けない点については、最低限の用

地で道路を整備するためにも賛成である。

委員 アンケート結果に基づきバイパス案での道路整備が決定した時点で、住民の皆様から出されているような不都合が出てきてしまうのはある程度仕方ないと思う。今後必要になってくるのは不安点に対していかに早く情報を出して解消に向けて動くのかである。ご意見に対して真摯に対応し、地域の方々が道路整備に前向きに向き合ってもらえるよう努めてもらいたい。

まちづくり政策課長 国からは、調査着手前から説明会を開催して地域住民の理解を得ながら事業を進めていくと伺っている。市としても市民の立場に立った丁寧な説明を求めていく。

議長 議第1号について、
・事業実施の事前段階で地域住民の意見等を十分に配慮しつつ、詳細な道路構造等を早急に地域に周知されたい。
・事業実施段階において、地域住民に対し丁寧な説明を行い、理解を得ながら事業を進められたい。

以上を議第1号に付する意見としてよろしいか。

(異議なし)

議第1号については意見を付して答申することとする。
議第2号についてご意見、ご質問等あればお願いしたい。

(意見なし)

議第2号について、原案に異議のない方は挙手をお願いしたい。

(全委員挙手)

議第2号について、全員異議がないものと認める。
議第3号についてご意見、ご質問等あればお願いしたい。

(意見なし)

議第3号について、原案に異議のない方は挙手をお願いしたい。

(全委員挙手)

議第3号について、全員異議がないものと認める。
以上で、本日の審議事項については終了とさせていただきます。

(6) その他

次回の審議会は令和7年2月開催予定。

(8) 閉会（まちづくり政策課課長補佐）